

1 南 監 第 1 6 号
令和元年 5 月 2 8 日

南丹市長 西村 良平 様

南丹市監査委員 川面 通夫
南丹市監査委員 谷尻 宣雄

随時監査報告書

地方自治法第 1 9 9 条第 5 項の規定による監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により提出します。

記

- 1 監査年月日 平成 3 1 年 4 月 2 5 日 (木)
- 2 監査執行者 南丹市監査委員 川面 通夫
南丹市監査委員 谷尻 宣雄
- 3 監 査 対 象 平成 3 1 年度末現在の上水道事業に係る貯蔵品のたな卸状況
について
- 4 監査の結果 上水道事業の貯蔵品の保管状況について監査を実施したところ、
たな卸しは適正に行われたと認められた。
引き続き、貯蔵品の使用及び保管については、適正管理の徹底
を望むものである。

1 南 監 第 1 6 号
令和元年5月28日

南丹市議会議長 今 面 不 悖 様

南丹市監査委員 川面 通夫
南丹市監査委員 谷尻 宣雄

随時監査報告書

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施しましたので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

- 1 監査年月日 平成31年4月25日（木）
- 2 監査執行者 南丹市監査委員 川面 通夫
南丹市監査委員 谷尻 宣雄
- 3 監 査 対 象 平成31年度末現在の上水道事業に係る貯蔵品のたな卸状況
について
- 4 監査の結果 上水道事業の貯蔵品の保管状況について監査を実施したところ、
たな卸しは適正に行われたと認められた。
引き続き、貯蔵品の使用及び保管については、適正管理の徹底
を望むものである。